

# 令和8年度法改正説明会等開催助成金交付要綱

令和8年4月1日

一般社団法人埼玉県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会（以下「協会」という。）が、第2条に規程する法改正に関する説明会等を実施する協会各支部（以下「各支部」とする。）に対して、その経費の一部を助成し、もって会員事業所の法改正への対応及び法令遵守の促進を図ることを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成金の交付対象となる説明会等は、各支部が実施する以下に掲げる法改正に関するものとする。

- (1) 改正物流法（流通業務総合効率化法、貨物自動車運送事業法）
- (2) トラック適正化二法（貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律、貨物自動車運送事業法の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律）
- (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（通称：取適法）

## (助成対象経費)

第3条 助成の対象とする経費は、前条に掲げる法改正説明会等の実施に伴う経費とし、以下を対象とする。ただし、協会及び各支部の役職員の人件費及び交通費、飲食に係わる経費は除外する。

- (1) 会場費
- (2) 印刷費
- (3) 講師等謝金・交通費 等

## (助成額)

第4条 助成額は、一支部100,000円を上限に交付する。

また、第2条各号で掲げる説明会等を複数の支部が共同で実施するときは、これに参加する各支部の数を乗じた金額を限度として、複数の支部を代表する一つの支部に交付する。その場合、一支部の上限額は、助成額を

各支部の数で除した金額を各支部の上限額から差し引いた金額を残額とする。

なお、助成額は実施経費を上回らないものとする。

#### **(助成対象期間)**

第5条 令和8年4月1日～令和9年2月28日までに事業及び支払いが終了するものとする。

#### **(助成金の申請)**

第6条 助成金の交付を受けようとする各支部は、説明会等の終了後及び支払い完了後に、下記により令和9年3月5日までに協会に申請しなければならない。

(1) 1支部で実施した場合

「様式1」に所要の書類を添付し、協会に申請しなければならない。

(2) 複数の支部で共同実施した場合

「様式2」に所要の書類を添付し、協会に申請しなければならない。

#### **(助成金の交付)**

第7条 協会は、前条による報告を受けたときは、その内容を審査し、助成金の額を確定し、各支部に助成金を交付する。

#### **(報告の義務等)**

第8条 当該説明会等の実施に関し、協会が必要と認めた場合には各支部に対し報告等を求めることができる。

#### **(その他)**

第9条 この要綱に定めのあるものの他、その運用に関して必要がある場合には協会が別にこれを定める。

(附則) 本要綱は令和8年4月1日より適用する。